



令和5年度 事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目次

	(ページ)
第1 基本理念及び基本方針 -----	1
第2 法人概要 -----	2
第3 事業計画 -----	3

【法人共通】

○ 運営方針

- 1 利用者満足度の向上
- 2 地域や企業、大学等との連携
- 3 人・財力の強化

【施設別】

○ 心身障害者福祉センター -----	6
（障害者支援施設・生活訓練事業所・相談支援事業所・体育館）	
○ 心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院） -----	8
○ 洛南寮（養護老人ホーム） -----	10
○ 洛南寮（救護施設） -----	11
○ 東山母子生活支援施設 -----	12
○ 視力障害者福祉センター -----	13
○ 桃山学園（障害児入所施設） -----	14
○ 桃山学園（児童養護施設） -----	15
○ こども発達支援センター -----	16
○ 発達障害者支援センター -----	18

基本理念

- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に関わられた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

基本方針

- 1 利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団
- 2 地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団
- 3 人・財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

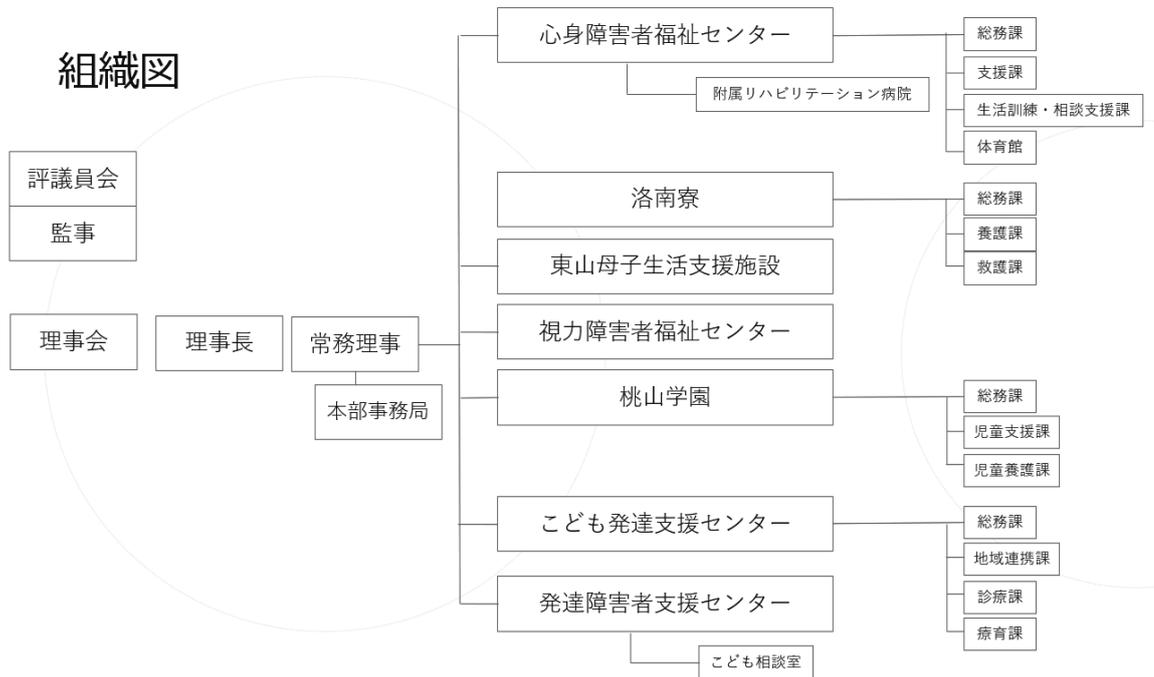
(中期運営計画～利用者満足度の向上をめざして～で掲げた法人の将来像)



「～ K (希望) S (幸せ) J (事業団) ～」

法人概要

- 法人名 社会福祉法人京都府社会福祉事業団
- 代表者名 理事長 中本 晴夫
- 資本金 10,000,000 円
- 設立年月日 昭和 52 年 8 月 2 日
- 主たる事務所 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 3 7 5 番地
- ホームページ <https://ksj.or.jp/>



主な実施事業

施設名	運営事業
心身障害者福祉センター	障害者支援施設（施設入所・生活介護・短期入所・自立訓練） / 一般・特定相談支援事業 / 体育館
（附属リハビリテーション病院）	病院（整形外科・リハビリテーション科・神経内科・精神科・歯科・内科（循環器）・泌尿器科）
洛南寮	養護老人ホーム / 特定入居者介護事業 救護施設 / 居宅生活訓練事業・認定就労支援事業等
東山母子生活支援施設	母子生活支援施設 / DV一時保護事業
視力障害者福祉センター	障害者支援施設（施設入所・就労支援事業） / 特定相談支援事業
桃山学園	障害児入所施設（福祉型） / 短期入所 / 日中一時支援事業 / 一般・特定相談支援事業 児童養護施設 / 子育て支援事業
こども発達支援センター （すてっパセンター）	児童発達支援センター（福祉型・医療型） / 児童発達支援事業（重症心身障害児） 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援 / 障害児相談支援事業 / 診療所（小児科・児童精神科・整形外科）
発達障害者支援センター （はばたき）	発達障害者支援センター / こども相談室（ぐーちよきぱー）

事業計画【法人共通】

○運営方針

令和5年度は、「中期運営計画」期間の中間年にあたり、社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行いつつ、「3つの将来像」の実現に向けた取組みを強力に推進する。

第1に、「利用者満足度の向上」では、虐待・事故防止・ハラスメントへの対策など人権擁護の取組みをはじめ、自然災害や感染症への対応などリスクマネジメントの強化による安心・安全の確保に重点的に取り組む。また、介護機器やICT、AIなど最新の技術を活用し、利用者サービスの向上に引き続き取り組むとともに、新たに自立支援・地域移行の取組み強化や障害児入所施設における小規模グループケアの拡充などにも取り組む。さらに、施設間連携や法人間連携を強化し、障害児から障害者へのシームレスなサービス提供、総合的なリハビリテーション体制の強化など総合社会福祉法人としての強みを生かした取組みを進める。

第2に、「地域や企業、大学等との連携」では、関係自治体をはじめとする地域との連携はもとより、企業・大学の知見を活用した先進的な取組みに積極的にチャレンジするとともに、地域貢献や公益的な取組みを更に推進し、府立施設の運営を担う法人としての価値を高め、その使命を果たしていく。また、他の社会福祉法人との連携も深め、京都府の福祉施策・事業の推進に資する。

第3に、「人・財力の強化」では、人材確保や定着が課題となる中、戦略的人材確保対策として、魅力的な広報や効果的なインターンシップ・実習の受入れ、資格取得や研究活動への支援など人材育成の強化、法人内公募制など人事制度改革等に取り組む。また、子育て支援や有給休暇取得促進等による働きやすい職場環境づくりを引き続き進める。

財務関係では、コロナ禍の影響等により極めて厳しい財務状況について、運営施設を最大限に活用した利用者確保などによる収入の改善や、効率的な施設運営・業務執行によるコストの削減など財務体質の強化に最重点で取り組み、収支の均衡・改善を図る。

さらに、会計監査人の設置による内部管理体制の強化などコンプライアンスの確保等強固な組織づくりを進める。

上記のほか、京都府が策定した「総合リハビリテーション支援拠点施設整備基本構想」を踏まえ、施設運営の将来についての議論を加速するなど法人としての準備を進める。

最後に、理事会や評議員会の円滑な運営をはじめ、社会福祉法に則り適正な法人運営を行う。

1 利用者満足度の向上

(1) 人権擁護の取組み

- 虐待・事故防止、ハラスメント対策の徹底
→定期会議の開催、外部委員の参画、法人内で相互牽制

(2) リスクマネジメントの徹底による安心・安全の確保

- 感染症予防対策の徹底

- 自然災害や感染症発症を想定した BCP の作成・完成
→義務化される予定の BCP 作成や研修・訓練を推進

(3) サービスの向上

- 介護機器や ICT、AI 等最新技術の活用
→インカムや音声入力での記録システム、移乗機器の導入

- 自立支援・地域移行の取組み強化
→東山母子生活支援施設や桃山学園児童養護施設で自立支援担当職員を配置

- 小規模グループケアの拡充
→桃山学園障害児入所施設で設備整備の上、本格実施

- 施設間連携や法人間連携の推進
→障害児から者へ切れ目ない支援（こども発達×リハ病院）
→法人内同一職種間（理学療法士・看護師等）での連携を推進
→ものづくりアドバイザーと協働し作品展の開催 等

2 地域や企業、大学等との連携による京都府施策・事業の推進

(1) 関係自治体をはじめとする地域との連携

(2) 企業や大学の知見を活用した先進的な取組み

- 京都府内企業との健康・福祉機器開発への協力等
- 京都府内大学が行うリカレント教育への協力等

(3) 地域貢献や公益的な取組みの推進

- 生活困窮者への認定就労訓練事業（洛南寮）
- 地域の保健・福祉活動への協力支援（健康講座開催等）

- (4) 他の社会福祉法人との連携強化
→社会福祉連携推進法人への参画

3 人・財力の強化

- (1) 人材確保と定着の推進
 - 法人や施設の魅力を積極的に発信
→「KSJブランディング事業」を実施し、法人の価値を発信
→学校別リクルーターによる人材確保活動（新規）
→京都移住計画サイトでの情報発信
 - 効果的なインターンシップ・実習生の受入れ
→実習生受入れ窓口の一本化（新規）
→NPO 法人 Ubdobe と連携した福祉留学の受入れ

- (2) 人材育成の強化及び人事制度の改革
 - エルダー制度見直しやメンター新設等による新規採用職員へのサポート強化（新規）
 - 資格取得支援制度の新設
 - 実践・研究活動への支援
 - 他の社会福祉法人との人事交流
 - 法人内公募による専門職員の人員配置

- (3) 子育て支援や働きやすい職場環境づくり
 - 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」の取得
 - 年休簿、給与明細等のペーパーレス化の検討

- (4) 運営施設を最大限に活用した利用者確保等収入の改善
 - 収入確保検討チームの活動推進

- (5) 内部管理体制の強化等によるコンプライアンスの徹底
 - 会計監査人の設置
 - 利用者財産管理体制見直しと適正化
 - 研修開催によるコンプライアンスの徹底

京都府が策定した「総合リハビリテーション支援拠点施設整備基本構想」を踏まえ、施設運営の将来像構築議論を推進

→「将来構想推進チーム」の設置（新規）

事業計画【施設別】

1. 心身障害者福祉センター（支援施設・生活訓練・相談支援・体育館）

□ 運営方針

障害者支援施設は、利用者の人権を尊重し、安心・快適で質の高い暮らしを営んでいただけるよう生活介助を行うとともに、自立をめざして身体機能・生活能力の維持・向上を支援する。特に「ワークセンターあしはら」の活動として①ものづくり②ノウフク連携③施設内ショップの運営等を行い、日中活動を充実させる。



また、併設の附属リハビリテーション病院や体育館と連携し、セラピストによるリハビリや集団でのスポーツ活動の定期実施、外出支援など利用者の希望に添った多彩なプログラムを用意して満足度の向上に努める。

更に、当施設を地域の方に知っていただき、地域とのつながりを強化する取組みとして、小中学校での福祉体験学習への職員派遣や児童生徒の施設見学の受入れを行う。

そうした幅広い対応ができるよう、職員のスキルアップのための研修やサービス標準化をめざしたマニュアルの策定・更新、介護ロボット・ICT 機器導入等も推進する。



生活訓練事業所ひまわりは、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来や京都府リハビリテーション支援センター、近隣の医療機関と連携し、社会復帰、復職を希望されている高次脳機能障害者を対象とした専門的な自立訓練・家族支援を推進する。

相談支援事業所 TOMO は、当センター障害者支援施設をはじめ、近隣の障害者支援施設や附属リハビリテーション病院の患者が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、利用者のニーズを十分に把握し計画に反映し、丁寧な相談支援を実施する。

体育館（サン・アビリティーズ城陽）は、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、当センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。



また、パラ・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンター（NTC）指定施設として、競技団体の強化合宿等の活動を支援する。

2. 心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）

□ 運営方針

京都府南部地域において、附属リハビリテーション病院の特色を生かした医療サービスを、京都府立医科大学附属病院と連携して提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、信頼される病院運営に努める。令和5年度は、脳血管疾患等リハビリテーションIの施設基準を取得し、さらに高い水準のリハビリを行えるよう取り組む。



そのため、業務内容や職員体制の見直しを行うとともに、職員間の意思疎通とコミュニケーションを促進し、多職種の職員が一体となって病院の稼働率向上をはじめ病院業務全般のマネジメントに取り組む。また、地域に根ざした活動に重点を置き、出前講座に加え、地域住民の方々や各種団体等と連携し、医療・健康に関する健康講座を体育館で開催するなど、積極的な地域貢献に努める。

さらに、京都府南部地域の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療機関として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たしていく。

□ 重点事項

- 入退院支援や医療、福祉制度等の活用・相談に対応する地域連携の体制を強化（対応患者40名/月）（新規）
- 高次脳機能障害専門外来と生活訓練事業所ひまわりとの連携強化（生活訓練事業所ひまわりへの紹介 5名/年）
- 外来患者通院時の送迎サービスとして、南京都病院の送迎バス（京田辺、城陽方面）の利用継続及び宇治田原方面への送迎バス導入への検討
- 新規患者獲得に向け、入院患者の周術期口腔ケアや、一般の受診が困難な障害児（者）の歯科治療、障害児の歯科検診や歯と口腔の健康に関する学習会の開催（対象=こども発達支援センター保護者・桃山学園児童）
- こども発達支援センターとの連携により、18歳以降の切れ目のない支援をめざし、両施設合同でのセラピスト研修会開催や、こども発達支援センター通院中の児童に対する補装具製作を支援
- 更なる患者サービスの向上を目指し、患者アンケートや職員によるセルフチェック、「おっともっとレポート」を積極的に実施
※職員の日常の些細な言動を共有し活用（「おっと」:インシデント予防等、「もっと」:業務改善やサービス向上)する取り組み

○ 利用目標	1日あたりの外来患者数	平均70名
	1日あたりの入院患者数	平均15名
	新規障害児(者) 歯科患者	15名/年
	周術期口腔ケア	30名/年

4. 洛南寮（救護施設）

□ 運営方針

生活困窮等様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的支援を必要とする利用者が、心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会での自立をめざす支援や訓練を行う。特に、救護施設に求められる循環型セーフティネット機能として、洛南寮式自立支援「ホップ（施設内就労）・ステップ（生活訓練）・ジャンプ（居宅生活訓練事業）」による地域生活移行の推進や、状況に応じた他施設等への移行、退所者への相談支援等アフターケアも行う。



一方、令和4年度の新型コロナウイルス感染症集団感染を振り返り、感染予防対策を再徹底するとともに、行事の再開や外出支援等余暇の充実など、利用者にとっての喜びや楽しみの回復もめざす。

また、新たに導入した IT 機器や記録システムを各種業務フローに組み込み、職員間の情報共有や有事における迅速な対応等でサービス向上と業務効率化・負担軽減につなげる。

地域に向けては、DV・虐待被害者等緊急入所への速やかな対応や一時入所事業の継続、生活困窮者自立支援制度に基づく認定就労訓練の再開を推進する。新たに NPO 法人 Ubdobe 運営の「福祉留学」に参画による、事業所の認知度向上にも努める。

□ 重点事項

- 洛南寮式自立支援「ホップ（施設内就労）・ステップ（生活訓練）・ジャンプ（居宅生活訓練事業）」による入所者の自立支援を促進
- 統合失調症等精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、入院可能な精神科病院（地域連携室）との更なる連携強化と、精神科病院退院者の積極的な受入れ
- 利用者の安全と自立、職員の介護負担軽減のため、「介護機器・IT 機器等導入検討チーム」を中心に、導入したインカムや記録システムの円滑な運用
- 利用者の日中活動である「紙すき作業」で製作された作品の販路をネット販売等で拡大
- 認定就労訓練事業を継続し、地域における一般就労が困難な方を積極的に受け入れ就労を支援
- NPO 法人 Ubdobe 運営の「福祉留学」への参画で、福祉に関心ある方を短期間受け入れるとともに、製作した施設紹介動画のネット公開により、全国から多様な人材を積極的に受入れ（新規）
- 利用目標 施設入所率 95%



5. 東山母子生活支援施設

□ 運営方針

DV 被害や虐待などの課題を抱えて入所した母子に対して安心安全な生活環境を提供し、母子が地域社会で自立できるよう、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援する。

また、母子生活支援施設に求められるニーズや課題の把握に努め、精神障害や特定妊婦、若年母への支援等へも柔軟に対応し、引き続き入所の受入れに努める。

令和5年度は、新たに自立支援担当職員を配置し、退所後の母子に対する転居先への訪問や相談対応等専任で行い、アフターケアを充実させるよう取り組む。

職員については、このような多様な課題を抱えた母子への対応を行えるよう、各種専門研修への参加や所内研修の開催等により必要な知識や技術の取得に努めるとともに、関係機関との情報共有や相談等を細やかに行うことで連携を強化し、母子をとりまく機関同士で一体となった支援をめざす。



□ 重点事項

- 自立支援担当職員を配置し、退所者訪問・相談対応を通じて、入所時からの継続した養育支援や母の自立を支援（20世帯に月1回以上訪問等）（新規）
- 育児に困難さを抱える精神障害の母や特定妊婦、若年母についても受け入れ、関係機関と連携して養育能力の向上を支援
- 外部スーパーバイザーの参画によるケース会議での課題検討（1回/月）
- 心理療法担当職員による母子に対する心理的ケアの充実
- 「マザーズジョブカフェ」、「京都ひとり親家庭自立センター」等との連携による就業支援の強化
- 「母の会」等にて集約した利用者からの声への迅速な対応による利用者満足度の向上

- 利用目標 施設入所率90%



6. 視力障害者福祉センター

□ 運営方針

教育機関として、以下の基本方針に基づき、教育の充実を図る

- ① 高い知識・技術を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成を行うため、教育訓練の充実、強化を図る。
- ② 安心して勉学に取り組める環境づくりに努め、利用者全員の国家試験合格や卒業後の就労をめざす。
- ③ 卒業後における知識・技術の維持・向上に向けた研修会等を実施する。
- ④ 職員の資質向上と職員間の連携強化に努めるとともに、活発な広報活動や関係機関との連携を強化する。



人権擁護、虐待防止、感染症への対応を含めたリスクマネジメントについて職員一体となって取り組むとともに、体験見学会の開催や広報活動に取り組み、利用者増をめざす。

また、防災面での地域との連携や、施設機能の地域への還元等、地域から信頼され、開かれた施設をめざすとともに、視力障害者福祉センターとしての知識・技術を法人内の他施設の利用者にも提供し、事業団全体としてのサービス向上を図る。

□ 重点事項

- 学習状況に応じた学習支援計画策定やフォローアップ授業の充実、また、職員間では授業内容改善会議（年2回）や授業見学（9月から11月）、研修開催（年1回）により国家資格取得を支援。加えて、障害者支援施設職員としての資質向上をめざす人権擁護研修は職員全員受講。
- 職業倫理に関する授業の追加や施術者マナー講習会等を開催するとともに、京都職業相談室との連携による就労支援体制の強化
- 就労継続B型支援事業所の開設に向けた検討の継続
- 左京区社会福祉協議会との連携により、地域福祉に寄与する活動（ふれあいサロン、認知症予防教室等）の場として施設の地域開放を推進
- 明治国際医療大学との連携で、教員を対象とした最新医学に関する知識・技術に関する研修会の開催



- | | | |
|--------|--------------|---------|
| ○ 利用目標 | 就労移行支援（養成施設） | 利用者数20名 |
| | 施設入所支援（宿舎利用） | 利用者数10名 |

7. 桃山学園（障害児入所施設）

□ 運営方針

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立を目指し、基本的生活習慣の確立、社会性の習得等、個々の意思決定を尊重しながら、個別支援計画に沿って支援する。



職員は、人権擁護・虐待防止を基本姿勢とし、常に専門性向上に努めるとともに、保護者や地域等に透明性ある施設運営を行うことで、安心・安全な施設生活をめざす。

近年増加している虐待ケースへの個別支援や家族支援については、所管児童相談所との連携をさらに強化し、施設内では、全フロアにて小規模グループケアを開始（10月～）するよう環境や体制等準備し、障害特性に応じた小規模グループでの生活を通じて、個々の療育や心理的ケアをきめ細やかにいき、児童の自主性や心の安定を図る。

さらに、地域への情報発信の充実、地域行事等へ積極的に参加し、一層の連携を図り、開かれた施設づくりと地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

□ 重点事項

○小規模グループケアの本格実施（10月～）（新規）

- ・工事期間中の安全確保や生活リズムの安定等に留意しつつ、**にこにこフロア**専用キッチンと浴室を整備（6月まで）
- ・組織する「小規模グループケアプロジェクトチーム」中心に、先行実施の**はなフロア**での支援実績をふまえ、業務フローやマニュアル等準備
- ・該当フロア対象児童の特性に即した支援実施（10月から）

○職員の更なる資質向上

- ・強度行動障害支援従事者・児童発達管理責任者等資格取得研修の受講や外部アドバイザー（分野別）等による事例検討会の継続
- ・人権擁護・不適切支援防止を一層強めるよう人権擁護研修の継続

○多様な主体との連携

- ・児童養護課に新規配置の自立支援担当職員と連携した高等部卒業予定児童への進路指導の実施

○実習受入校への採用情報提供、福祉フェア、福祉ガイダンスへの職員派遣等、法人本部と連携したリクルート活動の実施。



○利用目標 施設入所率 85%

8. 桃山学園（児童養護施設）

□ 運営方針

社会的養護を必要とする児童について、健やかで豊かな人間性・社会性を身につけ、地域社会で自立することをめざして支援する。京都府発出の「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を踏まえ、家庭環境に近づけるべく施設機能を強化し、児童自身が、職業体験やホームステイ里親事業等で様々な



人々との関わりを体験する中で、将来への希望を抱くことができるよう自己肯定感の回復や形成、健全な成長につながる支援をめざす。

また、児童1人ひとりのニーズに沿ったケアの充実や、関係機関・他職種との連携による多面的なサポートを行えるように、職員の専門的知識・技能の習得等に努める。

併せて、桃山学園安全委員会《外部機関（学校／児童相談所など）と施設職員で組織した委員会》による「児童とともに暴力をなくし、安心・安全な施設生活を維持するための取組み」をさらに充実させるとともに、令和4年度から3ヶ年計画で始めた人権擁護研修の開催等、外部機関や地域委員の力を借りながら、風通しの良い施設環境を構築する。

□ 重点事項

- あたり前の生活体験事業の充実
 - ・将来の自立をイメージすることや自己肯定感を高めるよう、個別または少人数で、施設から離れた場所での家庭生活疑似体験を実施（2回/月）
- 自立生活支援事業の開始（新規）
 - ・自立退所を控えた児童が、施設外の場所で一人暮らしを実践し、新たに配属される自立支援担当職員が中心となり、円滑な地域での生活への移行を支援
- ホームステイ里親制度の利用（新規）
 - ・里親家庭へのホームステイ体験を通じて、家庭生活の経験や個別課題の達成に取り組むとともに、里親への移行も検討
- 京都中小企業家同友会との連携による職業体験を通じて、大人との関係づくりや社会生活への意識を醸成（定例報告会の開催1回/月）
- 地域の子育て世帯のサポートとして、複数市町村からのショートステイやトワイライトステイ（子育て支援事業）の受入れ
- 利用目標 施設入所率 95%



9. こども発達支援センター

□ 運営方針

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援等各分野の専門スタッフが連携し、総合的な発達支援サービスを提供することにより、こども達の健やかな成長と発達をめざす。

医療・保健・教育機関との連携や診療所体制の充実により、初診待機期間の短縮を図るとともに、肢体不自由児の総合的なサポートを視野に、リハビリテーション病

院との更なる連携を推進する。放課後等デイサービス事業や京都府発達障害者支援センターこども相談室との連携による学童期以降の発達障害児への支援についても引き続き充実させていく。

児童発達支援事業での福祉型における就学前後の年長児への対応の充実に加え、医療型では、0歳児の受入れを試行する。また、重心への通園につなげることを想定し、居宅訪問型児童発達支援事業を本格稼働する。放課後等デイサービス事業における不登校傾向の児童への対応等地域のニーズを踏まえ、引き続き充実に努める。

地域支援については、発達障害に関する講演会の開催や関係機関への講師派遣及び地域療育施設と障害児が通う保育所等へのサポート強化に努めるとともに、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業により、児童発達支援センターが有する機能を積極的に地域に還元していく。

厚生労働省が検討している児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を含む児童発達支援センターの在り方について、国の方針及び障害児支援のあり方検討委員会の指針を踏まえつつ、定員や職員配置、療育のあり方等について検討を進める。



□ 重点事項

- 令和6年度の国としての制度改正に伴い、児童発達支援センターとしての位置づけや役割、あり方を総合的に検討
- 重心への通園につなげる居宅訪問型児童発達支援の本格稼働
- 医療型においては、0歳児の受入れクラスの開設
- 初診待機期間の短縮にむけて「発達障害児支援医療・保健・福祉・教育等連携強化事業」の実施による地域医療体制の構築や教育機関等との連携を図るよう、新たに作成した学齢児の情報提供書、問診票様式の利用を京都府と推進
- 診療所外来児への管理栄養士による栄養相談の実施（新規）。
- 理学療法の利用者が18歳（高校卒業）に達した後も適切な支援・治療が

受けられるよう、リハビリテーション病院との連携にむけてセラピスト間で小児リハビリテーションに関する勉強会を実施

- 京都府南部地域の障害児通所支援全体の支援力向上を目的としたセンター専門職の派遣による地域の療育施設への研修会と個別支援を併せた地域支援の拡充及び障害児が通う圏域の保育所、幼稚園、こども園を対象とした合同学習会の新規開催
- 医療的ケア児等の相談支援、移行支援の充実と圏域の医療系を含む関係機関との連携の強化（新規）

○ 利用目標 （児童発達支援）

- ・福祉型 18.3名/日
- ・医療型 5.0名/日
- ・重症心身障害児 0.7名/日

（診療部門）

- ・セラピー実施人数 延770名/月
- ・心理検査件数 70件/月
- ・初診待機期間の抑制 3ヶ月程度

（放課後等デイサービス）

- ・利用者数 10名/日（利用率100%）
- ・契約者数 45名



10. 発達障害者支援センター

□ 運営方針

京都府内における発達障害支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6か所の圏域支援センターと連携しながら研修会を行い地域の相談支援機能の強化を図る。また、放課後等デイサービス事業所等へ出向き、療育の質の向上を支援する。



「こども相談室」においては発達障害児相談支援拠点施設として、医療・教育・福祉との連携をさらに強化するとともに、保護者支援の取り組みを強化する。

京都ジョブパークの「ゆっくり相談コーナー」では、キャリアカウンセラーへのスーパーバイズ機能を軸として、京都ジョブパークでの働きを充実させる。

また、引き続き職員の一層の資質向上を図り、支援センター機能の充実・強化をめざす。

□ 重点事項

- 京都府内における発達障害相談体制強化をめざし、京都府内6箇所の圏域支援センターに対する巡回相談（3回/年）等で連携を図り、新たに設置される地域支援マネージャーとともに、本人・家族が地域で安心して生活できるよう地域の現状に合わせたシステムづくりをバックアップ（新規）
- 思春期ペアレントトレーニングや保護者の集いの場、勉強会、ペアレントメンター（自らも発達障害児の子育てを経験し一定の研修を受講した保護者）事業を活用する等で、保護者支援の強化
- 京都府南部地域の発達障害児支援拠点（こども相談室）として医療や教育、福祉機関等と連携し支援を展開。併せて京都府及びこども発達支援センターが行う「発達障害児支援医療・保健・福祉・教育等連携強化事業」へも参画の上事業推進をサポート
- 大学との連携によるスーパーバイズを通じて支援の専門性を向上
京都大学大学院…医療連携・困難ケースについて職員へのスーパーバイズ
京都教育大学…SST（ソーシャルスキルトレーニング）等に関する職員、及び事業所へのスーパーバイズ
佛教大学…保護者へのペアレントトレーニングに関する職員へのスーパーバイズ
- 大学生を対象とした、発達障害に関する相談システム構築をめざし、各大学の「学生相談室（障害者支援室）」を訪問の上、窓口担当者との情報共有を実施（5件/年）



<https://ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236